

滋賀県立水口東高等学校屋上高架水槽更新業務仕様書

1. 業務名

滋賀県立水口東高等学校屋上高架水槽更新業務

2. 業務場所

甲賀市水口町古城が丘7番1号 滋賀県立水口東高等学校

3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

4. 業務内容の概要

目的:管理棟屋上に設置の既設FRP製高架水槽を更新する。

(1) 高架水槽取替その他業務

[業務概要]

- ・既設FRP製高架水槽(付属配管を含む)の撤去
- ・新設FRP製高架水槽(付属配管工事を含む)の設置
- ・更新に伴う配管改修や電気設備改修その他一切の改修業務

※ 断水を伴う工事は、土曜、日曜、祝日および学校休業日に実施することとし、実施日の設定については学校と十分協議すること。

5. 施工

<一般共通事項>

(1) 施工基準

本業務は、本仕様書等を遵守し、完全に施工すること。なお、仕様書等に記載されていない事項は、全て下記図書(最新版)を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事、電気設備工事、機械設備工事編)
- ・建築工事監理指針
- ・建築改修工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事、機械設備工事編)

(2) 業務写真

写真はカラーとし、着工前、工事中、材料のメーカー名・型番・使用期限、完成時

の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(3) 材料の規格

本業務に使用する材料は、別紙数量表に定める所要の品質および性能を有するものとし、JIS またはJAS のマーク表示のないもの等は担当職員と協議のうえ承諾されたものを使用しなければならない。また、建築材料等は極力県内産品を選定すること。なお、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとし、消防設備等に該当する場合は、消防法令に適合するものとする。

(4) 業務可能時間

原則として、業務は平日の行事に支障のない時期に実施し、実施時間は8:40～16:50 とする。ただし、施設管理者と協議により作業時間の変更は可能とする。また、施設運営上平日でも作業ができない日もあるため、十分な打ち合わせを行うこと。

(5) 業務の着手

- ・業務に着手する前に、担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を担当職員に提出し、これの承諾を受けなければならない。
- ・機器の搬入時期、方法等は全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・施工に伴い既存構造物の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと実施しなければならない。
- ・本業務に関連する他の工事や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力し合い、円滑な施工に努めなければならない。

(6) 機器の製作

- ・機器を製作する前に、担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、機器製作図を担当職員に提出しなければならない。
- ・機器製作図書に変更が生じる場合は、その都度協議を行い、変更後の図書を提出しなければならない。

(7) 据付配置

- ・据付配置は、設計図書ならびに現場を熟知のうえ、機器の性質、離隔、耐震性等を考慮し、保守点検を安全に、かつ円滑に行うことができるよう配置するものとする。また、基礎および建屋等に著しい変更を及ぼさないよう留意しなければならない。
- ・各機器および資材の据付業務は、これの施工図書を担当職員に提出し、承諾を

受け、手戻りがないよう、確実に施工しなければならない。

- ・据付レベル等については十分に測定の上調整し、周辺機器との納まりと周辺環境に配慮した据付を行うこと。

- ・据付位置周囲に充電部がある場合は、原則活線作業は行わない。万一やむを得ない場合は、十分な防護策を講ずること。

(8) 試験運転、調査

- ・据付完了後、担当職員の指示に従い試験運転を行わなければならない。また、製造工場での試験運転などの検査に合格していても、現地での試験運転結果不合格の個所があった場合は、担当職員の指示する期間内に改造および手直し等を完了しなければならない。

- ・各機器の試験運転完了後に、本運転が円滑にできるように必要な調整を行うものとする。

- ・試験運転調整は、機器および設備の特性を熟知した技術者により行わなければならない。

- ・単体試験、調整完了後、関連工事との試運転が必要な場合は、立会および試験調整を実施しなければならない。また引き継ぎ時、施設の円滑な運転が可能となるように運転要員に対して説明を行うこと。

(9) 安全対策

- ・車両の出入りについては、速度制限を厳守し、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を講ずること。

- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員や施設管理者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

- ・コンクリート破砕片、鉄筋・鉄骨等の切断片等の飛散により、第三者および作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立入禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずること。

(10) 公害対策

業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壌汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。

(11) 産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(12) 危険物等の保管

危険物等については、現場に放置することなく保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(13) 事前調査

- ・大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、その他石綿処理に関する諸法令等に基づき実施すること。

- ・石綿の事前調査は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石綿含有建材調査等、一定の知見を有する者が実施するよう努めること。なお、令和5年10月1日以降の解体・改修工事に着手する場合は、建築物石綿含有建材調査資格者によるものとする。

- ・事前調査結果は書面で発注者に説明すること。

- ・事前調査結果を作業所に備え付け、事前調査結果および作業内容等を掲示すること。

- ・工事に係る部分の床面積の合計が80 m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の改修工事等の事前調査を実施したときは、その結果を工事開始までに石綿事前調査報告システムにより労働基準監督署および県に報告するとともに、発注者に書面で報告すること。

(14) 現場確認

- ・既設高架水槽の図面は管理棟増築時の設計図面をもとに記載しているので、現況の高架水槽(配管設備共)の詳細については、現場で確認を行うこと。

- ・新設高架水槽の材料・数量等については、別紙「参考数量表」のとおりであるが、新水槽を設置し、配管を接続のうえ、高架水槽が正常に稼働するよう事前に現場で確認を行うこと。

- ・現場確認をする場合には、(17)の問い合わせ先に事前に連絡のうえ、実施すること。

(15) 法令遵守

関係法令を遵守し、必要に応じ所管消防署等への届け出等を適正に行うこと。

(16) その他

- ・日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。

- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。

- ・契約締結後直ちに工程、施工方法等を担当職員と事前に打ち合わせを行い、承諾を受けた後、施工に着手すること。
- ・作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。
- ・解体の施工に当たっては、施工箇所およびその周辺にある地上・地下の既設構造物、配管等について、予め十分調査し、支障を来さないよう施工方法を定めること。
- ・作業完了後には試運転を行い、不具合の有無などを確認し、発注者が正常に動作できるようにすること。
- ・全ての作業完了後、交換した機器等の仕様書、各検査記録、試運転記録および業務写真等を履行期限までに提出すること。なお、写真はカラーとし、着工前、材料のメーカー名・型番・使用期限、業務中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。
- ・作業用水、作業用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。
- ・担当職員の指示により施工計画を作成し、承諾を受けなければならない。
- ・電気、機械設備について、支障なく動作するよう各種容量等確認後業務を行うこと。

(17) 問い合わせ先

滋賀県立水口東高等学校 担当：植田

所在地：〒528-0073 滋賀県甲賀市古城が丘 7 番 1 号

電 話：0748-62-6745

FAX：0748-63-0823

<業務内容>

(18) 管理棟屋上に設置の既設FRP製高架水槽を更新する。

- ・既設FRP 製高架水槽(球体(2,000×2,000×2,000)、呼称8トン、有効水量6トン)

また、付属する配管、配線は全て撤去するものとする。

(更新時に既設配管・配線と接続を必要とする箇所については、適切に撤去すること。)

- ・新設FRP製高架水槽(2,000×2,000×2,000、呼称8トン、有効水量6トン、

既設基礎を活用)

また、各種配管(揚水、溢水、給水、消火)、配線について、諸基準等に基づき適切に全て施工し、既設配管、配線に接続すること。

※高架水槽の撤去、新設設置に伴い大型特殊車両等が必要な場合は、受注者で手配のこと。

6.配置図等

別添(配置図、参考数量表、既設高架水槽図、現況写真)